

人事行政の運営等の状況について

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会計 部門	一般行政 部門	議 会	4	4	—	課内異動（農林水産から） 課内異動（労働へ）
		総務	65	65	—	
		税務	16	16	—	
		労働	1	2	1	
		農林水産	7	6	△1	
		商工	3	3	—	
		土木	11	10	△1	
	民生	109	104	△5		
	衛生	12	12	—	保育園統合（10園→9園）	
		計	228	222	△6	
	教育部門		35	34	△1	教育長を対象から除外
	消防部門		57	56	△1	職員数の平準化
	小計		320	312	△8	
公営 企業 等部 門	水道	7	7	—		
	下水道	4	4	—		
	その他	11	11	—		
	小計		22	22	—	
	合計		342	334	△8	

- (注) 1 各年4月1日現在の人数です。
2 職員数は一般職に属する職員数です。

(2) 職員の退職状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位：人)

区分	勸奨・定年	自己都合	その他	計
人数	9	4	0	13

※特別職及び割愛による退職者を除く

(3) 職員採用候補者試験の実施状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日) (単位：人)

試験区分	申込者数	受験者数	採用者数			倍率
			男	女	計	
事務職	79	48	3	1	4	12.0
社会福祉士	6	2	0	1	1	2.0
学芸員	1	1	0	1	1	1.0
消防職	14	12	4	0	4	3.0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)25年度の 人件費率
26年度	人 35,030	千円 15,377,930	千円 868,117	千円 2,372,062	% 15.4	% 15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 320	千円 1,087,639	千円 159,783	千円 392,251	千円 1,639,673	千円 5,124

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.3歳	306,458円	352,754円	43.3歳	307,102円	345,238円
技能労務職	53.9歳	235,750円	249,594円	54.9歳	233,360円	247,282円
福祉職	38.6歳	270,400円	281,951円	39.7歳	278,300円	291,341円

- (注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(4) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		かほく市	石川県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	139,500円	—
	中学卒	123,900円	123,900円	—
福祉職	短大卒	163,700円	—	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,200円	329,333円	—	—
	高校卒	—	301,250円	320,400円	367,000円
技能労務職	高校卒	—	210,200円	—	—
	中学卒	—	—	—	—
福祉職	短大卒	237,400	294,600円	316,100円	—

(6) ラスパイレス指数の状況

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
90.7	92.3	99.5 (91.9)	99.6 (92.0)	92.1

(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。平成24・25年の（）内は、国の臨時特例適用前の場合の指数です。

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補、主事、技師及び保健師の職務	18 人	11.6%	137,600円	244,900円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師及び保健師の職務	11 人	7.1%	187,700円	301,900円
3 級	主査、主任技師、主任保健師、係長及び専門員の職務	80 人	51.7%	223,900円	347,700円
4 級	課長補佐、課参事、次長、室長及び指導主事の職務、教育機関の課長の職務	26 人	16.8%	258,300円	378,700円
5 級	重要な業務を所掌する課参事、次長、担当課長、課長(教育機関の課長を除く)、室長、サービスセンター長、事務局長、事務所長及び管理主事の職務	12 人	7.7%	285,000円	390,700円
6 級	重要な業務を所掌する担当課長、課長(教育機関の課長を除く)、室長、サービスセンター長及び事務局長の職務	3 人	1.9%	315,800円	407,900円
7 級	部長の職務、議会事務局長の職務	5 人	3.2%	360,100円	442,600円

(注) 1 かほく市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(8) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

かほく市	石川県	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,282千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,595千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.50月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

かほく市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.58250月分 勤続35年 41.325月分 49.59000月分 最高限度額 49.590月分 49.59000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.58250月分 勤続35年 41.325月分 49.59000月分 最高限度額 49.590月分 49.59000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%)

ウ 地域手当 (平成27年4月1日現在)

・制度なし

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	3,722千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	80,913円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)	13.8%		
手当の種類 (手当数)	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員 特殊勤務手当	衛生関係従事職員	感染症防疫作業	日額 300円
特殊現場作業従事職員 特殊勤務手当	生活安全業務従事職員	行旅死亡人取扱い	1件 3,000円
消防救急業務従事職員 特殊勤務手当	消防職員	消防業務	月額 5,000円
救急救命士職務従事 特殊勤務手当	救急救命士	救急業務	月額 3,000円
災害時出動職員 特殊勤務手当	消防職員	火災、救急、災害等に 出動し作業に従事	1件 200円
夜間従事 特殊勤務手当	消防管理職員	夜間に火災、救急、災害等に 出動し作業に従事	1件 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	64,780千円
職員1人当たり平均支給額（26年度決算）	268千円
支給実績（平成25年度決算）	53,696千円
職員1人当たり平均支給額（25年度決算）	299千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき・加算額) 5,000円 	同	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え、(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 55,000円未満 ・家賃55,000円以上 27,000円 	同	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃相当額（支給限度額 55,000円） 2～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30m 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km以上 31,600円 	同	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・給料表別、職務の級別、区分別に定められた額 	同	
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の135/100 	同	
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午後5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の25/100 	同	
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿日直勤務を行う職員 1回当たり4,200円 	同	
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当支給対象者 1回当たり8,000円～12,000円 	同	

(9) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料・報酬の月額	期末手当	
給 料	市長	836,000円	(平成26年度支給割合)	
	副市長	665,000円	6月期	1.45月分
			12月期	1.65月分
			計	3.10月分
報 酬	議長	418,000円	(平成26年度支給割合)	
	副議長	356,000円	6月期	1.45月分
	議員	337,000円	12月期	1.65月分
			計	3.10月分

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務箇所	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	消防本部（隔日勤務の職員）	午前8時30分	翌日の 午前8時30分	15時間30分の 勤務時間
	上記以外	午前8時30分	午後5時15分	正午から 午後1時まで

※業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は別に定めています。

(2) 休暇の状況

区 分	事 由	期 間
年次有給休暇		1年において20日の範囲内（20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。）
病気休暇	下記以外	90日の範囲内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植若しくは抹梢血幹細胞移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ない社会に貢献する活動	1年において5日の範囲内
	結婚休暇	連続する5日間の範囲内
	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要があると認める期間
	妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	10日を超えない範囲内で必要があると認める期間
	産前・産後	産前6週（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため授乳等を行う場合	1日に2回それぞれ30分以内の期間
	生理休暇	2日の範囲内
	職員の妻が出産する場合	出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内に

		おける2日の範囲内
	職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲内
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日)の範囲内
	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父、母祖父母、孫及び兄弟姉妹等の介護その他世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内
	忌引休暇	親族の区分により1日から7日の範囲内
	父母、配偶者、配偶者の父母及び子の追悼のための特別な行事(死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内
	夏季休暇	5日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに祖父母、孫及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護をひつようとすの一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(1) 分限処分の状況

該当なし

(2) 懲戒処分の状況

該当なし

5 職員のサービスの状況

(1) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(平成26年度決算)

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの平均月時間数
38,572 時間	12.2 時間

(2) 年次有給休暇の使用状況

(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	消化率
12,996日	1,732日	338人	5.1日	13.3%

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

研修区分	研修名	対象者	参加人数	実施期日	内容	
市独自研修	新規採用職員研修Ⅰ	新規採用職員	4人	4月	基礎知識（組織、服務、例規、予算、議会、慣行等）の習得	
	新規採用職員研修Ⅱ	新規採用職員	4人	7月	市長講話、基礎知識（公文書及び法令等、認知症サポート、会計事務）の習得	
	若手職員研修Ⅰ	3年目の一般行政職員	5人	7月	市長講話、各部長の講義	
	人事評価研修	新任課長	2人	4月	人事評価の基本理解と実践スキルについての習得	
	アサーティブコミュニケーション研修	一般行政職員（管理職員）	33人	10月	相手も尊重した上で、自分の意見を伝え、円滑なコミュニケーション能力の習得	
	地域づくり人材育成講座	一般行政職	5人	9月	まちづくりについての主体的活動について学ぶ	
職場外研修	専門研修	新入社員研修セミナー	新規採用職員	4人	4月	社会人としての心構えやビジネスマナー、電話対応の基本を学ぶ
		初任者研修	新規採用職員	7人	4月	地方公務員としての基礎知識等の習得
		地方行財政研修1	大卒3年、短大卒5年、高卒7年目	3人	10月	基本的な地方行財政制度について専門的、実践的な知識の習得
	地方行財政研修2	大卒6年、短大卒8年、高卒10年目	6人	7月	重要な地方行財政についての動向と専門的な知識の習得	
	新任係長研修	新任係長	5人	5月	リーダーとしての役割の自覚と能力向上	
	現任係長研修	係長4年経過	5人	8月	必要な先見性と創造性を兼ね備えた政策立案能力の取得	
	新任課長補佐研修	新任課長補佐	4人	5月	コーチャーとしての役割の自覚と能力向上	
	現任技能労務職研修	現任技能労務職	1人	7月	技能労務職員としての心構え及び向上	
	税務事務研修	市長の推薦する職員	3人	7月	税務事務に必要な知識を高め、実務処理能力の向上	
	文書作成力向上研修	市長の推薦する職員	3人	9月	住民にわかりやすく適切な文書の作成能力習得	
	工事監理研修	市長の推薦する職員	3人	9月	工事監理の目的や職務の基礎を理解と実務遂行能力の向上	
	カウンセリング・メンタルヘルス研修	市長の推薦する職員	2人	11月	カウンセリングの原則・知識・手順の理解	
	派遣研修	短期派遣研修	5年目職員	2人	7月	民間等の施設に短期間派遣し、業務を体験する研修
金沢市異業種交流研修		課長補佐	2人	8月	組織の枠を超えた発想の習得と新たなパートナーシップの構築	
自治大学校		市長の推薦する職員	1人	10月	中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力の修得	

※一般行政職に係る主な研修の実施状況であり、保育士、消防士については別途、専門研修を実施

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

期 間	前期：4月1日～9月30日、後期：10月1日～翌3月31日
評定範囲	成績（仕事の成果）、意欲（取組姿勢）、能力（基本的能力、仕事の能力、協働の能力）
評定結果の反映	人材育成、任用、給与（勤勉手当）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

① 職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断を実施しています。

② 職員互助会事業

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的として、かほく市職員互助会が事業を実施しています。

ア 会費等の状況

- ・会費：給料の5.0/1000、事業主負担金：なし
- ・平成26年度決算額 5,999千円

イ 主な事業

- ・福利厚生に関する事業、各種研修事業、健康増進に関する事業

③ 職員の医療給付・年金給付

職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、石川県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

- ・短期給付事業（医療給付）：職員とその家族の病気・けが・出産などに対して必要な給付を行う。
- ・長期給付事業：職員の退職、障害又は死亡に対して年金などの給付を行う。
- ・平成26年度負担金 339,957千円

(2) 公務災害補償の状況

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

請求件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
2件	1件	1件

8 公平委員会の業務の状況（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし